

社会福祉法人じねんじょ役員等の報酬などに関する規程

(役員等及び評議員、並びに評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員の報酬規程)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会法人じねんじょの役員等及び評議員ならびに評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員の報酬及び実費弁償費について定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等及び評議員ならびに評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会ならびに評議員選任・解任委員会及び苦情解決第三者委員会の出席報酬)

第 3 条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の勤務報酬)

第 4 条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という）の運営業務に従事したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を払うことができる。

2 理事が、理事長の任命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を払うことができる。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を払うことができる。

(監事の報酬)

第 5 条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立ち合い及び運営業務の指導若しくは監査の業務またはその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬)

第 6 条 評議員選任・解任委員会が法人及び事業所に係る業務に従事したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬)

第 7 条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第 8 条 役員及び評議員が、法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情解決第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、職員旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）

を支給する。

(重複支給の防止等)

第 9 条 評議員が、同一日に開催される理事会及び評議員のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 役員が、理事会及び評議員に出席し、当該開催日に第 4 条の規定により運營業務に従事したときは、理事会及び評議員に係る別表 1 に掲げる報酬及び実費弁償費は、支給しない。

3 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、事業所の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公 表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 6 日から施行する。

別表 1

(第 3 条・第 5 条関係)	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	3 時間まで 3, 0 0 0 円 3 時間を超える場合 1 時間単位ごと 1, 5 0 0 円	有
評議員会出席報酬	3 時間まで 3, 0 0 0 円 3 時間を超える場合 1 時間単位ごと 1, 5 0 0 円	有
評議員選任・解任委員会出席報酬 苦情解決第三者委員出席報酬	3 時間まで 3, 0 0 0 円 3 時間を超える場合 1 時間単位ごと 1, 5 0 0 円	有

別表 2

(第 4 条・第 5 条・第 6 条関係)	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬 (法人及び事業所の業務のための出勤)	1 時間単位ごと 2, 0 0 0 円	有
理事及び評議員業務報酬 (法人及び事業所の業務のための出勤)	1 時間単位ごと 1, 5 0 0 円	有
監事監査等報酬 (法人及び事業所の業務のための出勤)	3, 0 0 0 円	有
評議員選任・解任委員業務報酬	3 時間まで 3, 0 0 0 円 3 時間を超える場合 1 時間単位ごと 1, 5 0 0 円	有
苦情解決第三者委員業務報酬	3 時間まで 3, 0 0 0 円 3 時間を超える場合 1 時間単位ごと 1, 5 0 0 円	有

※別表 1 及び別表 2 の報酬等については、源泉徴収後の金額とする。